

約款 新旧対照表

『SINET 接続サービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第3条	<p>第3条（最低利用期間）</p> <p>1. 基本約款第15条第1項の定めにかかわらず、本サービスの最低利用期間は、本サービスの利用開始日から1年が経過する日の属する月の末日までとします。ただし、「ハイブリッド接続」および対象サービスの最低利用期間については、各サービスに適用される約款に従うものとします。</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p>	<p>・本サービスの最低利用期間を、基本約款の定めと同じく、本サービスの利用開始日から3ヶ月が経過する日の属する月の末日までとするため、削除します。</p>
		<p style="text-align: center;">（以下、条番号が繰り上がります）</p>	
附則 第1条	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、2016年10月3日から適用されたSINET接続サービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、2018年12月21日より適用されます。</p>	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、2018年12月21日から適用されたSINET接続サービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、2019年4月1日より適用されます。</p>	<p>・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。</p>